

とやま未来創生産学官連携推進会議規約（案）

（名称）

第1条 この会議は、とやま未来創生産学官連携推進会議（以下「推進会議」という。）と称する。

（目的）

第2条 推進会議は、グローバル化や人口減少等が進行するなか、富山県内の大学、経済界及び行政が緊密に連携し、大学における地域の特性を踏まえた強みのある分野の研究開発や人材育成の強化等により、本県の中核的産業の振興と併せて、県内はもとより東京圏をはじめ日本全国の若者の本県への還流・定着を図り、持続可能で活力あるとやまの未来を創造することを目的とする。

（協議事項）

第3条 推進会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議する。

- （1）地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律（以下「法」という。）第5条第1項の計画の案の作成に関すること
- （2）法第5条第6項の認定を受けた計画の実施に関すること
- （3）前2号に掲げるほか、地域における大学の振興、これを通じた地域における中核的な産業の振興及び当該産業に関する専門的な知識を有する人材の育成並びに地域における事業者による若者の雇用機会の創出の推進に関すること

（組織）

第4条 推進会議は、県、大学、事業者若しくは事業者が組織する団体のうち、別表の1に掲げる団体をもって構成する。

- 2 県は、前項に規定する団体のほか、必要と認める団体又は個人を構成員として加えることができる。

（役員）

第5条 推進会議に会長1名を置く。

- 2 会長は、富山県知事をもって充てる。

（役員職務）

第6条 会長は、推進会議を代表し、会務を総括する。

- 2 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する構成員が、その職務を代理する。

（会合）

第7条 推進会議の会合は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

（専門部会）

第8条 推進会議に、次の専門部会を置く。

- （1）「くすりのシリコンバレーTOYAMA」創造コンソーシアム（以下「くすり部会」という。）
- （2）とやまアルミコンソーシアム（以下「アルミ部会」という。）
- 2 専門部会は、別表の1に定めた団体をもって構成する。
- 3 専門部会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(助言者)

第9条 必要な意見を聴くため、推進会議に、別表の2に掲げる助言者を置く。

2 助言者は、会長が委嘱する。

(経費)

第10条 推進会議の運営に係る経費は、当分の間、県がこれを支弁する。

(事務局)

第11条 推進会議の事務局は、富山県総合政策局企画調整室に置く。

(その他)

第12条 この規約に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成30年 月 日から施行する。

別表（第4条、第8条、第9条関係）

1 構成員

	団体名	代表者	所属する専門部会	
			くすり部会	アルミ部会
大 学	富山大学	学長	○	○
	富山県立大学	学長	○	○
産 業 界	北陸経済連合会	会長		
	富山県商工会議所連合会	会長		
	富山県経営者協会	会長		
	富山県薬業連合会	会長	○	
	富山県アルミ産業協会	会長		○
	富山県機電工業会	会長		○
県	富山県	知事	○	○

2 助言者

氏 名	役 職 名
五十嵐 隆	国立成育医療研究センター理事長
一村 信吾	早稲田大学研究戦略センター教授
奥田 晴宏	国立医薬品食品衛生研究所長
近藤 達也	医薬品医療機器総合機構理事長
橋本 和仁	物質・材料研究機構理事長
林 幸秀	科学技術振興機構研究開発戦略センター 上席フェロー
米田 悦啓	医薬基盤・健康・栄養研究所理事長